

環境研究総合推進費 平成 26 年度中間・事後評価の手順と評価基準

※本資料は、評価の実施に先立ち、評価者に配布する資料です。

I はじめに

平成 26 年度の中間・事後評価は、研究部会委員による書面またはヒアリング評価により実施されます（中間評価はヒアリング、事後評価は書面評価）。中間ヒアリング評価は、7 月下旬～8 月中旬に開催予定の研究部会にて行われる予定です。

II 具体的な評価手順

1. 評価対象課題と目的

○事後評価

- ・ 25 年度で研究が終了した課題を対象とし、評価結果は研究制度全体の見直し等に活用。
- ・ 課題（プロジェクト）全体の評価のほか、構成するサブテーマ単位に評価を実施。

○中間評価

- ・ 研究期間が 3 年間以上で、本年度が研究の中間年に当たる課題について、研究開始時から
の進捗を評価し、その評価結果を、今後の研究実施可否の判断、研究計画の修正検討、研
究費への反映に活用するため実施。

2. 評価者（利害関係者の排除、守秘義務等）

(1) 評価者の選定

○環境研究企画委員会研究部会（以下「研究部会」）の委員を評価者として実施。

○評価を担当する研究部会は、次のとおり。

- ・ 全領域共通・領域横断部会
- ・ 脱温暖化社会部会
- ・ 循環型社会部会
- ・ 自然共生型社会部会
- ・ 安全が確保される社会部会
- ・ 戦略研究プロジェクト専門部会

○書面評価における評価者は次のとおり。

- ・担当の研究部会委員と PD（プログラムディレクター）に加え、評価対象課題の研究内容と特に関連のある専門分野の委員。

○ヒアリング評価の評価者は次のとおり。

- ・担当の研究部会委員と PD（プログラムディレクター）に加え、評価対象課題の研究内容と特に関連のある専門分野の委員。その他、環境省で当該研究部会を担当する課室長数名。

(2) 利害関係者の排除

○評価者が評価対象の研究課題に関し、何らかの「利害関係」がある場合は、当該研究課題の評価を棄権。何らかの「利害関係」とは次の場合を言う。

- ①当該研究課題の研究参画者（代表者または研究に参加している研究者）と直接の上司・部下の関係にある場合
- ②当該研究課題の研究代表者の所属する機関において、役職に付いている場合
- ③自らが当該研究課題に参画している場合
- ④研究代表者と血縁関係にある場合
（親子・兄弟ほか、社会通念上の親戚づきあいがある場合）
- ⑤研究代表者の学位取得時の指導教官であった場合
（師弟関係と判断）

(3) 評価に関する守秘義務

○評価者は、評価内容及び評価結果について守秘を徹底すること。

3. 評価の方法と結果の開示・反映

(1) 評価の方法

○事後評価については、「終了研究成果報告書」により書面評価のみ実施。

○中間評価研究課題は、ヒアリング評価のみ実施。（「中間研究成果報告書」については事前に参考配布する。）

○なお、平成 23 年度より「国民との科学・技術対話」の実施有無について、ヒアリングの場で研究者に発表させる。評価委員は、研究課題の特性をふまえ、総合評価等に反映させる。

※「「国民との科学・技術対話」の推進について」（平成 22 年 6 月 19 日、科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(2) 評価結果の取りまとめと開示

○評価結果は、各研究部会終了後、評価結果を環境研究企画委員会に報告し、審議を行う。その結果を平成 27 年度の研究計画の作成、及び新規課題の選定へ反映させる。

○評価結果は、被評価者に通知するとともに、環境研究総合推進費ホームページにて公開。

○評価を実施した委員については、次年度の新規課題採択の記者発表の際に一覧を環境研究総合推進費ホームページにて公開。

(3) 評価結果の反映

①評価結果は、各研究課題の平成 27 年度研究費に反映させる。評価結果に応じて、対前年比プラス数十%～マイナス数十%の範囲で増減する予定。

中間評価においてD評価の課題は、26 年度限りで廃止。C評価の課題は研究計画の大幅な見直し、研究体制の再編（成果が見込まれないサブテーマの除外）等を実施。

課題全体の評価がB以上でも、サブテーマによって評価がC以下のものは当該サブテーマについて研究計画からの除外等の措置をとる。

②「戦略的研究開発領域」のプロジェクトについては、上記①に準拠。プロジェクトを構成する各研究テーマ単位で、研究費への反映、研究計画の見直し。

4. 評価にあたっての留意事項（特に留意していただきたい点）

(1) 中間評価を実施する趣旨と留意点

○中間評価を実施する趣旨

①研究課題の進捗、成果の達成状況、今後の目標達成可能性の把握

※進捗状況が一見してわかるように、研究開始時からの進捗資料を作成させ、発表させる。

②研究の改善等の指導

○評価ランクは、上記①の趣旨を踏まえた結果。甘めの点数付け（励ましの意味合い）は行わず、客観的・中立的に達成状況及び今後の達成見込みについて評価する。

○評価コメントは、評価ランク付けの根拠となる意見のほか、上記①②の趣旨を踏まえた研究改善のための助言を、可能な範囲で記載する。ただし、研究計画を変更させるためには、研究部会の総意の場合のみ可能。

※事前に配布している研究等成果報告書については、ヒアリング評価への参考扱い。

(2) 環境研究総合推進費の目的

○目的は、環境保全のための「政策」を科学的側面から支援すること。

○本目的に照らして政策に貢献・寄与の大きい、又は今後大きな貢献・寄与の可能性のある研究課題については、高く評価する（科学的水準の高さも不可欠）。

5. 評価の基準と評価結果の集計方法

(1) 評価の観点と基準

○評価の観点と基準は、資料 4-3「平成 26 年度中間・事後評価における評価項目と評価区分」に示すとおり（評価基準について具体的な例を提示）。

○各評価者は、別添の評価シートに結果を記入し、一般社団法人国際環境研究協会へ提出。

○評価項目のうち「総合評価」は、他の評価項目と独立して記入。総合評価を記入する場合、個別評価項目で重視するポイントは、評価者の判断。

○評価コメント欄は、評点の根拠、研究計画の改善方向等を記入。ただし、研究部会の総意でないコメントについて研究計画改善に反映させるかどうかについては研究者に判断による。

改善を要する点については研究部会場で議論し決定すること。

○戦略的研究開発領域の事後評価（S-6、S-7）においては、担当テーマごとに評価を行い、各テーマ担当主査のみプロジェクト全体の「総合評価」を行うこととする。

(2) 評価結果の集計方法

○各評価者が記入した評価ランク（S, A 等の段階評価）は、数字に換算した上で全体の平均点を算出し、再度段階表示（S, A 等）に変換して、評価結果ランクとして開示。

- ・ S評価 5 点、A評価 4 点、B評価 3 点、C評価 2 点、D評価 1 点
- ・ 平均点の段階表示換算は下記のとおり

4.5 以上 S、3.5 以上 4.5 未満 A、2.5 以上 3.5 未満 B、1.5 以上 2.5 未満 C、1.5 未満 D

○事後評価は、委員による書面評価結果が最終的な評価結果。

○中間評価の場合の最終的な評価ランクは、下記 2 点をふまえ決定。

①委員によるヒアリング評価時の評価ランク

②各研究部会担当課室長(もしくは代理) によるヒアリング評価時の評価ランク

以 上